

医政発 0408 第 7 号
令和 8 年 4 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する
派遣元医療機関支援事業の実施について

標記については、別添「重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する派遣元医療機関支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師を派遣する 派遣元医療機関支援事業実施要綱

1. 目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下単に「支援区域」という。）と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、地域の中核病院等からの医師派遣による支援区域の医師の確保を推進するため、支援区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県が定める支援区域において、支援区域内の医療機関（以下、「派遣先医療機関」という。）に医師を派遣する医療機関（以下、「派遣元医療機関」という。）であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会において、当該派遣について支援対象として合意を得た派遣元医療機関の開設者とする。

なお、都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会の合意を得ることを要する。

また、特定機能病院の開設者は事業の実施主体としない。

3. 事業内容

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用の支援を行う。

（１）派遣元医療機関において、令和７年度より医師派遣している人数が増えた分を補助対象とする。その際の増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行うものとする。

（２）同一開設者間での医師派遣は対象外とする。

（３）宿日直を行うための医師派遣は対象外とする。

（４）派遣の形態は、常勤・非常勤は問わないが、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。

なお、非常勤の場合は、派遣人数を常勤換算して算出すること。

（５）都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。

4. 支援区域の設定

都道府県において、厚生労働省が提示する候補区域を参考としつつ、地域の実情に応じて、医師偏在指標、可住地面積あたり医師数、住民の医療機関へのアクセス、診療所医師の高齢化率、地域住民の医療のかかり方、今後の人口動態等を考慮して、地域医療対策協議会及び保険者協議会で協議した上で、区域外から医師を確保できないと医療提供体制の維持が困難と考えられるような、真に重点的に医師を確保する必要がある区域に限り設定することとする。

支援区域は、二次医療圏単位のほか、地域の実情に応じて、市区町村単位、地区単位等で選定できることとする。

5. 先行的な医師偏在是正プランの策定

都道府県において、本事業を実施するため、支援区域及び支援対象医療機関等を定めた、先行的な医師偏在是正プランを策定する。

【厚生労働省が提示する候補区域】

候補区域は、以下のいずれかに該当する区域とする。

- ①医師少数県の医師少数区域
- ②医師少数区域かつ可住地面積当たりの医師数が少ない二次医療圏
(全国で下位 1 / 4)
- ③各都道府県の医師偏在指標が最も低い二次医療圏

なお、医師多数都道府県等においては、候補区域となる二次医療圏が、必ずしも地域住民の医療へのアクセス等に困難を抱える区域ではないと考えられる場合は、重点医師偏在対策支援区域が優先的かつ重点的に医師偏在対策を実施すべき区域であることを鑑み、候補区域となる二次医療圏を重点医師偏在対策支援区域として設定しないことも考えられる。

6. 留意事項

本事業の支援対象となる医療機関に対しては、医師派遣にかかる費用について、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」に基づき、当該基金による支援はできないことに留意すること。